

秋田県告示第 4 4 4 号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年10月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

天王加入区